

## 新見市建築計画概要書等閲覧規程

平成19年1月11日

告示第4号

(趣旨)

第1条 この告示は、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第11条の4第3項の規定により、同規則同条第1項に規定する書類（以下「概要書等」という。）に係る閲覧の場所（以下「閲覧所」という。）及び閲覧等に関し必要な事項を定めるものとする。

(閲覧所)

第2条 概要書等の閲覧所は、建設部都市整備課内に設置する。

(閲覧時間等)

第3条 閲覧所における概要書等の閲覧時間は、毎日（新見市の休日を定める条例（平成17年新見市条例第2号）に規定する市の休日を除く。）午前9時から正午まで、及び午後1時から午後5時までとする。

2 市長は、必要があると認めるときは、前項に規定する閲覧日及び閲覧時間を変更することができる。この場合においては、その旨を閲覧所に掲示するものとする。

(閲覧手続)

第4条 概要書等を閲覧しようとする者は、閲覧所備付けの閲覧者名簿に住所、氏名及び閲覧理由その他必要事項を記載しなければならない。

(閲覧所以外の場所での閲覧禁止)

第5条 概要書等は、閲覧所以外の場所で閲覧してはならない。

(閲覧の停止又は拒否)

第6条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、概要書等の閲覧を停止し、又は禁止することができる。

- (1) 概要書等を汚損し、若しくは破損し、又はそのおそれがある者
- (2) 他人に迷惑を及ぼし、又はそのおそれがある者
- (3) この告示に違反した者又は係員の指示に従わない者
- (4) 建築基準法第93条の2の規定の趣旨を逸脱して明らかに営業の目的等のために閲覧請求する者

(概要書等の写しの交付)

第7条 市長は、必要があると認めるときは、その必要と認める限度において、概要書等の写しを交付することができる。

2 概要書等の写しの交付を受けようとする者（以下「交付申請者」という。）は、所定の交付申請書を市長に提出しなければならない。この場合において、交付申請者は、当該概要書等の写しの交付に係る建築物を特定しなければならない。

(その他)

第8条 この規則に定めるもののほか概要書等の閲覧等について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成23年10月31日告示第119号）

この告示は、平成23年10月31日から施行する。

# 概要書等の写し交付申請書

平成 年 月 日

新見市長 殿

申請者住所 \_\_\_\_\_

申請者氏名 \_\_\_\_\_ 印

連絡先 \_\_\_\_\_

新見市建築計画概要書等閲覧規程（平成19年新見市告示第4号）第7条の規定により、下記の概要書等の写しの交付を申請します。

## 建築物の概要

1 建築主等					
2 地名地番	新見市				
3 確認年月日・番号	年	月	日	第	号
概要書等の種別	(1) 建築計画概要書				
	(2) 築造計画概要書				
	(3) 定期調査報告概要書				
	(4) 定期検査報告概要書				
	(5) 処分等概要書				
	(6) 全体計画概要書				
	(7) 位置指定道路図				
理由					
※備考				※受付欄	